

# 仕 様 書

## 1. 件名

令和7年度 東京ロケーションボックスオフィシャルサイト管理・運営及び改修等の委託

## 2. 目的

東京都では都内におけるロケーション撮影を活用した地域振興を図ることを目的として公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が運営する東京都のロケ支援窓口「東京ロケーションボックス」を設置している。東京ロケーションボックスの事業やロケ地、支援作品等を広く発信することで、国内外の映像作品を誘致するとともに、ウェブサイトを通じたロケーション撮影の機会を増やすことを目的として、ウェブサイトを管理・運営する。

## 3. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4. 履行場所 財団の指定する場所

## 5. 委託内容

### (1) 管理・運営

ウェブサイト「東京ロケーションボックスオフィシャルサイト」を管理・運営すること。詳細については別紙1「東京ロケーションボックスオフィシャルサイトの管理・運営等について」のとおりとする。

### (2) 改修

「東京ロケーションボックスオフィシャルサイト」内の「ロケ地検索」ページに対して検索機能の付加及び検索の利便性向上のためページ構成やレイアウトなどの調整を行うこと。

- ① 実施に際しては映画及びドラマ等の映像制作者のロケ撮影により有益な情報提供し、ロケ地検索機能のさらなる利用促進を図る内容とすること。
- ② 検索機能の条件に以下の項目を追加すること。
  - ・現在の検索機能「場所・環境から探す」と「地域から探す」「撮影可能日時」「申込期限」「費用」と「キーワード」等をクロス検索できるようにする機能を追加すること。
  - ・Google マップ等を使い検索結果一覧の利便性を向上させる機能を追加すること。検索結果で並び順と表示（タイル、リスト、マップ等）の切り替えができるようにすること。
  - ・カテゴリ（タグ）を追加登録できるようにすること。
  - ・一覧の見せ方をユーザ操作にて変えられるようにする、もしくは複数の一覧ページを設けるなどの機能を追加すること。
- ③ お気に入り機能。ブックマーク等の機能を追加すること。

## 6. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 7. 秘密の保持

受託者は、第6により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第6により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 8. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 9. 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」\*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」\*\*を踏まえ、別紙2「個人情報に関する特記仕様」に定められた事項を遵守すること。

\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401\\_jimutoriyokou.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyokou.pdf)

\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401\\_annzenkannriki\\_junimeji.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf)

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

また、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- ① アクセスを許可する情報に係る事項  
受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に財団から承認を得ること。
- ② システム要件に係る事項  
受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等）は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ③ 受託者は、財団又は東京都が実施するセキュリティ診断（リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等）に協力すること。ただし、診断の結果の対応については、別途財団と受託者で協議し決定する。

- (3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

- ① 本事業のウェブサイト (<https://www.locationbox.metro.tokyo.lg.jp/>) を通じて得たものでロケ撮影協力施設の登録申請フォームから申請された氏名/連絡先/メールアドレス等

- ② 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
  - ③ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (4) 本事業の遂行にあたり第6により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
  - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

## 10. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

## 11. 契約更新

本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと 1 年間を単位として最大 2 回まで本契約を更新することができる。更新を検討するに当たって財団において評価会を実施するため、別途業務報告書を提出すること。更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

契約更新に当たっては、当該年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、財団収支予算が財団評議員会で承認された場合において、確定するものとする。

## 12. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- (4) 本委託契約は、令和 7 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 7 年度財団収支予算が令和 7 年 3 月 31 日までに財団評議員会で承認された場合において、令和 7 年 4 月 1 日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人 東京観光財団 地域振興部事業課 電 話：03-5579-8464
---